



長崎地方最低賃金審議会の意見に関する公示

長崎労働局一般公示第8号

令和元年10月7日、長崎地方最低賃金審議会から長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、長崎県の区域内ではん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和元年10月23日までに長崎労働局長あて（長崎市万才町7-1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和元年10月7日

長崎労働局長 金 成 真 一

別紙

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る長崎地方最低賃金審議会の意見の要旨

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
長崎県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (2) 生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)
 - (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)又は(2)に掲げる産業に分類されるものに限る。)
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務
 - ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
 - ニ 書類等の事業所内集配又は複写の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 875円
- 5 この最低賃金において算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり